

三 東文本部員の電氣局大久保病院 對する嘆願書

（一月二十七日）

- 一 賄を改善せられたし。
- 二 薬局で待つ時間を短縮せられたし。

三 宿直手当並に作業服問題に關する電氣部の嘆願書

—— 福井電燈課長宛（一月二十八日） ——

- 一 宿直手当を一円、当直手当を五十銭支給されたし。
 - 二 現場作業員に兩合羽（ボケツト附）年一着支給されたし。
 - 三 現場作業員に作業服を年三着支給されたし。
- 理由 電灯従業員は送電事業の性質上夜間の当直、宿直の勤勞に對し三十銭又宿直手当は十五時間の長時間勤勞に對し僅かに五十銭を支給する、に過ぎないのであり、此の半當が他の諸手当に對し、且つ勤勞時間と對し甚だ過少なるは、既に

に調理業者に於てハ、此の認めらるゝ、知と信じます。以下略
（顯示）右に關しては一月廿一日福井電灯課長より「調停委員会

協定に依る規程実施後三ヶ月余を経過せず、其の向社合状態の
変動を認め得ず、現状に於ては妥當なものと思ふ。但し御平を失せざ
る様考慮すべし」と回答を與へた。

追記

同日東文電力部山本千太郎外五名古屋電力課長を訪問電氣
部嘆願と同様内容の口頭嘆願をした。

四 標準ガソリン手当支給方に關し、自動車部并洲外代表は
瀬川運輸課長に嘆願した。

（一月二十八日）

五 年末年始休暇其他一項に關する電車部、口頭嘆願

—— 瀬川運輸課長宛（一月三十日） ——

一年年末始の休暇券を使用したる者承認せられたし。
（回答） 斷斷者其他之れに代り可き証明ある者の休暇は認めらる